

委員会提出議案第2号

重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める旨の意見書について

地方自治法第99条の規定により、埼玉県知事に対し意見書を別記のとおり提出する。

令和3年9月24日提出

提出者 入間市議会福祉教育常任委員会
委員長 古 仲 リ カ

重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める旨の意見書

埼玉県議会の平成 30 年 12 月定例会で「精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者を『重度心身障害者医療費助成制度』の対象とするよう求める請願」が採択された。しかし、いまだに予算化されていない。

精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者はすでに助成制度の適用を受けているものの、2 級の判定を受けた当事者たちは、就労が困難で障害年金に頼り、不足は家族が支えている状態である。

医療費は健康と命に直結する問題であり、当事者が精神科以外の受診をためらったり、金銭的に困難であったりすることで、さらに不調に陥れば就労はますます遠のき、結果として社会にかかる負担は増大すると思われる。健康と命に関する実際上の問題が保障されることで、安心して地域で生活でき、障害の軽減が期待できる。それぞれの能力を発揮し、その人らしい社会参加、社会貢献ができるようになることは、厚労省の掲げる障害者の地域移行の方針にも叶うことになるとと思われる。

よって、県においては、重度心身障害者医療費助成制度の対象を精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者まで、早期の拡大を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 24 日

埼玉県入間市議会